

関係事業者の皆様

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律に基づく
「指定物質・有機化学物質等」に関する届出について
～電子申請移行のお願い～

令和5年12月
経済産業省製造産業局
化学兵器・麻薬原料等規制対策室

平素より化学兵器禁止関連政策へのご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

化学兵器禁止条約が1997年4月に発効し、化学兵器禁止法は同年5月に施行されてから、本年で25年もの歳月を経ました。その間我が国は、化学兵器禁止条約の一締約国として、ご関係事業者皆様のご理解、ご協力を賜りながら、その条約および化学兵器禁止法令の的確な執行を通じ、我が国、そして、国際社会における安心、安全を築くことに寄与してまいりました。

まずは、ご関係事業者皆様に、これまで、そして平素からの化学兵器禁止制度へのご理解、ご協力を賜っておりますこと、感謝申し上げます。

さて、化学兵器禁止法に基づく指定物質・有機化学物質等の予定／実績届出につきましては、令和4年度の届出より電子届出（電子申請）を開始いたしました。事業者の皆さまにご理解・ご協力をいただき、令和4年分の実績届出の時点で、その届出件数全体のうちの約8割を電子申請でいただくことができました。ご関係事業者の皆さまのご理解、ご協力に感謝申し上げます。

電子申請への移行にあたりましては、引き続きご関係事業者の皆さまにできる限り容易かつ円滑に移行していただけますよう、ご希望に応じて“入力済電子申請エクセルファイル”（下書きファイル）のご提供も行っておりますので、まだ電子申請をご利用でない方におかれましては、是非下書きファイルもご活用いただけますと幸いです。

令和5年分の実績届出において電子申請を行っていただくにあたっての注意事項は下記のとおりとなりますので、ご確認の上、電子申請への移行をご検討いただきますようお願いいたします。

(1) 令和5年分の実績届出より電子申請を開始される場合

これまで化兵法届出にかかる電子申請をされたことがなく、令和5年分の実績届出より電子申請を開始される場合は、e-Govにログインするためのアカウントの取得や、個別認証ID・パスワードの発行が必要となります（個別認証IDは化学兵器禁止法の届出専用のIDが必要です）。「化学兵器禁止法に基づく指定物質・有機化学物質等電子届出（電子申請）マニュアル」（以下、「電子届出マニュアル」）をご参照いただき、以下の事前準備をお願いいたします。

- ① 「個別認証ID・パスワード」の取得：管轄の経済産業局経由にてお送りさせていただきます
「化兵法電子届出（電子申請）事前登録シート.xlsx」（事前登録シート）に必要事項を

入力いただき、直近過去の届出ファイル（日本語様式のみでも構いません）を添えて、登録シート記載のメールアドレスまでお送りいただきますようお願いいたします（2月23日（金）まで）。ご希望に応じて、“入力済電子申請エクセルファイル”（下書きファイル）を提供させていただきますので、下書きファイルを更新いただき、電子申請されるファイルをご準備ください。

- ② e-Gov ログイン用アカウントの取得：経済産業省のホームページ¹にございます「電子届出（電子申請）マニュアル」（2023年8月版）の5ページ及びe-Govのサイトをご参照いただき、アカウントを取得してください。
- ③ e-Gov のインストール、マイページの設定等：電子届出マニュアル6ページ、8ページ及びe-Govのサイトをご参照いただき、アカウントを取得してください。また、マイページの設定を行ってください。

（2）過去の届出において電子申請を行ったことがある場合

過去の届出において電子申請を行ったことがある場合は、すでにe-Gov 個別認証ID及びe-Gov 個別認証パスワードは登録済みですので、事前登録シートの再提出は不要です。経済産業省のホームページ¹にございます「電子届出（電子申請）マニュアル」（2023年8月版）の電子申請ファイルの主な変更点及び注意事項（i～ivページ）をご参照いただき、最新の電子申請ファイルを同ホームページからダウンロードいただき、令和4年分の実績届出の際にご提出いただきました電子申請ファイルのデータを最新の電子申請ファイルに転記・更新の上、電子申請いただきますようお願いいたします。下書きファイルの送付はございませんので、ご注意ください。

以上

¹ 届出関係：https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/todokede.html